

処務規程

伊藤ハム健康保険組合

第1章 総則

(目的)

第1条 この組合の職務及び事務執行については、法令、通知および規約に定めるものの他、この規程で明確にし、事務の迅速、適確な処理を図ることを目的とする。

(規程の変更)

第2条 この規程の変更は、理事会の承認を経て組合会の議決によらなければならない。

(事務所長)

第3条 組合事務所に所長を置き、常務理事をもってこれに充てる。

第2章 職務の分掌

(組合事務)

第4条 組合事務は、事務所を設けて分掌する。

(事務分掌)

第5条 事務係が分掌する事務の範囲は次の通りとする。

1 庶務事務

- (1) 組合印章に関すること。
- (2) 文書の収発、編さん、保存及び廃棄に関すること。
- (3) 規約、規程及び例規に関すること。
- (4) 認可申請及び諸届に関すること。
- (5) 監査事務及び組合会の検査事務に関すること。
- (6) 議員、理事の選挙並びに選定に関すること。
- (7) 組合会、理事会、委員会等の招集、議案及び記録に関すること。
- (8) 公告、並びに広報宣伝に関すること。
- (9) 法令、通知等の調査研究に関すること。
- (10) 渉外に関すること。
- (11) 健康保険組合連合会等関係各団体に関すること。
- (12) 予算の編成及びその執行並びに資金に関すること。
- (13) 決算に関すること。
- (14) 金銭の出納並びに資金の保管に関すること。
- (15) 事業報告書及びこれに関連すること。
- (16) 物品の購入、出納保管に関すること。
- (17) 営繕に関すること。
- (18) 諸統計に関すること。
- (19) 事業所の編入、削除に関すること。
- (20) その他、他の部署（担当）に属さないこと。

2 会計事務

- (1) 収支証憑書の整理保存に関すること。

- (2) 収支会計帳簿の整理記帳に関する事。
- (3) 財産の取得、及び管理に関する事。
- (4) 国庫負担金に関する事。

3 資格事務

- (1) 保険料の計算及び納入告知に関する事。
- (2) 保険料の徴収に関する事。
- (3) 滞納処分に関する事。
- (4) 被保険者の資格の取得及び喪失に関する事。
- (5) 被扶養者の認定に関する事。
- (6) 被保険者の標準報酬に関する事。
- (7) 被保険者証に関する事。
- (8) 被保険者台帳の整備に関する事項
- (9) 資格事務の記録に関する事。
- (10) その他、資格事務に関する事。

4 給付事務

- (1) 診療報酬明細書に関する事。
- (2) 保険給付の支給決定に関する事。
- (3) 診療費の返還に関する事。
- (4) 疾病分類等診療費関係統計資料に関する事。
- (5) 第三者行為の損害賠償に関する事。
- (6) 移送の承認に関する事。
- (7) その他、診療費一般に関する事。

第3章 職務

(事務所長の職務)

第6条 事務所長は、理事長の命を受けて職員を指揮監督し、組合規約第38条に規定する事務執行の責に任ずる。

(事務長の職務)

第7条 事務長は事務所長の命を受け、組合事務全般を統轄する。

2 事務長の主な職務は次のとおりとする。

- (1) 事務所長を補佐し、事務所長事故あるときは、その職務を代理する他、あらかじめ委任された事項について、これを代行する。
- (2) 事業方針に基づき、所の事業計画を作成し、事務所長の決定を受け、その実行を命ずること。
- (3) 各事務係の業務を調整するとともに、その業務計画を決定し、事務所長の承認を経て、その実行を命ずる。
- (4) 事務分掌の変更を事務所長に申請すること。

(職員)

第8条 職員は、上司の命を受け事務を処理する。

(文書の発信)

第9条 組合の名をもって発信する主要な文書は、全て常務理事の査閲を経て、理事長の決裁を受けることを要する。ただし、組合同約第38条の事項については常務理事の決裁による。

2 前項の文書は必ずその写しを保存しなければならない。

(文書番号等)

第10条 組合より発信する文書には必ず記号番号を付し、発信を明らかにしなければならない。

また、重要な文書は全て書留郵便もしくは特定記録をもって発送するものとする。

2 組合の発信記号番号は、「健保発第(暦年)―号」とする。

(文書の受信)

第11条 組合において受信した文書には、必ず受付日印を捺し、常務理事に提出するものとする。

(文書の保存)

第12条 組合の文書は文書保存規程の定めにより保存する。

第4章 雑則

(準用規程)

第13条 就業規則、給与規程、その他につきこの組合の規程に定めのないものについては、全て伊藤ハム株式会社の諸規程を準用する。ただし、国内旅費規程第3条第1号による出張については、同規程第8条によらず、復命書の提出を必ず行うものとする。

附 則

(施行期日)

- ・この規程は、平成29年4月1日から施行する。
- ・この規程の改定は、平成29年8月1日から施行する(第13条)。